(仮称)河内長野市されいなまちを推進する条例(案)に対するパブリックコメント意見一覧 別紙

【概要】

平成24年1月6日(金)~平成24年1月31日(火)まで、河内長野市きれいなまちを推進する条例(案)に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、9人より15件の貴重なご意見をいただきました。(ご意見の内容を踏まえ検討しました結果、一部を修正しました。) これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

番号	ご意見 (の概要)	市の考え方
1	制定項目に付け加える事として	ネコにつきましては、リード等をつけて飼い主が散歩することがないのが通常
	ネコのふんに関する項目を追加しておく事のお願い。	ですので、ふんの放置を特定することが犬以上に困難であるため、本条例には盛
	私の隣にはネコが7~8匹を飼っている家があり、私共の庭及び周辺の	り込んでおりません。
	土地にふんをして家族の者がそれを踏む事が頻繁です。	ネコの対策といたしましては、家の中で飼育する等のマナーについて大阪府が
	ネコを飼うならば家内とか自分の屋敷の中にふんのする砂場等を作っ	動物愛護全般の視点から啓発を行っております。
	て飼育するべきと考える。	
	また、周辺の畑等にも行ってふんをするので近隣の人達も困っている状	
	態ですので何卒宜しく条文の中にネコの飼育に付いての文章を入れて頂	
	くようお願い致します。	
2	犬の散歩について提言させて下さい。	本条例には、動物の飼い主にマナーを強制することを直接の目的とするので
	朝晩によく犬の散歩されていますが、たいてい同じ犬は同じコースを散	なく、生活環境への影響を防止することを目的としています。
	歩されています。確か去年我が家の植木の根本におシッコをさせてました	ご意見のように、おしめをつけて散歩すれば糞だけでなくおしっこも防ぐこ
	ので、飼主の人にマナーを守って下さいと伝えると、逆ぎれされました。	とができます。しかし、おしめをするかしないかは犬の飼い方に関する飼い主
	そこで提案させて下さい。犬の散歩の時の条例を作って下さい。(それは	の考え方によりますので、本条例に盛り込んでおりません。
	散歩の時はペットのおシメをつける事です。)	
	10何年か前、スペインに滞在した時に見た光景ですが、ほほえましい	
	様子でした。	
	私達子育ての時は、子供がおシッコといえば道の端でさせてましたが、今	条例を制定するだけでなく、動物愛護行政を担当する大阪府との協力の上必
	はそれは全く見かけません。それは、赤ちゃんは皆紙オムツをしているから	
	です。ペットは子供と同じと聞きます。本当に、飼主さんから守ってほしい	を実現したいと考えております。
	ですネ。	

3 生ゴミ回収の件です。

> 毎週、火・金、回収ですが、以前から置き場所が決まっていて、我が家は 道の角で、回収の音で出せばいいのですが、遠くから出される方はどうして も早目に出します。(それはいいのですが)カラスがつついて生ゴミを散ら します。ブルーシート掛けられている所もありますが、中に入り、かき出し ている所もあります。

> 回収の後、そのシートを当番の人が片付けられてますが、用事、お仕事で お留守の時もあり、風の強い時には道のまん中までとんでいる時には、自動 車が踏んでます。

> カラス対策として、ゴミ袋の工夫をお願いします。(においか?音か?色 か?知りませんが)

毎週の事ですので、早急にお願いします。

当自治会も空き地、空き家の雑草等の苦情が寄せられ困っていました。指導 だけでなく過料(罰則)の適用ができる規定ができた事を大変うれしく思いま

指導勧告時に過料の文言を入れて頂ければ、かなり抑止効果があると思いま があります。こちらも指導をして頂ければありがたいのですが・・。

"より良い環境をつくる条例の見直しについて"を見させて頂きましたが、 私の家と隣接する長年空家になっている家に迷惑しております。

以前は直接家主に連絡して長年刈られる事のない庭の雑草や樹々の手入れ をお願いし、刈って頂いた事もあります。

定期的に刈られる事もなく、一度刈ればそれっきり。

個人的に言うのも限界があり、公的な立場から是非勧告をしていただけたらと 思います。

現状は、庭の草木は4年位前に刈られたまま。

ごみ集積場所の犬、猫、カラス等の対策のネットやブルーシートの設置につ いては、ごみ集積場所を利用されている方々で設置していただき、シート等の 風対策のための固定することや重り乗せることなどについてもごみ集積場所を 利用されている方々で行っていただいております。

市としましては、ごみ収集委託業者に対し、ごみ収集の際にごみが散ってい る場合には清掃することや、ごみ収集後ネットやシートで交通事故等が発生し ないよう充分注意し作業を完了するよう指導しています。

ごみ袋については、南河内環境事業組合の構成市町村で推奨ごみ袋(30袋: ブルーの半透明袋、45袋:乳白色の半透明袋)を使用していただいています。 これは、ごみの分別や資源化をより効率的に行えることと、内容物が確認で きることによりごみ袋の購入費用も考慮し統一的に推奨しているものです。

カラス対策としてごみ袋を工夫している自治体もありますが、その効果は限 定的であり、その対策に苦慮していると聞きおよんでいることから、その効果 や費用面なども含めて調査・研究して参りたいと考えます。

指導を受けた者が正当な理由なくその指導に従わないときは、命令を出し、そ の内容を公表することとしておりましたが、併せて命令に従わない場合に過料を 課す規定を盛り込みました。

植木等が道路にはみ出している場合については、著しい支障により安全な通行 す。その他、現在お住まいの家庭でも植木等道路にはみ出して、近所から苦情|上問題がある場合、市道管理者による対応が可能ですので条例には盛り込んでお りません。

> 空き地や空き家の管理が不適当であるため受忍限度を超える生活被害を受けた 者は、所有権に基づく妨害予防や不法行為として損害賠償なりの対応を採るのが 本来ですが、単に隣接地だけでなく、周辺一帯の生活環境に影響を与える場合は、 行政が公共的な観点から一定の規制ができるものと考え、今回、空き地や空き家 の敷地に関しては、公表、命令、過料の規定を盛り込みました。

> 空き家に倒壊の可能性がある場合は建築基準法による除却命令等による対応 が、犯罪のおそれがある場合は防犯の観点からの対応が、また、火災の可能性が ある場合は防火の観点からの対応が予定されており、これを除く環境面からの対

つはがれてとんでくるのか心配です。台風のシーズンにもなりますと、とても|関し条例で規定するものです。 気になり、回りのお家に被害がなければと思っています。

ブロック塀にも大きな亀裂が入っています。

ない場合は住所・氏名の公表と書かれていますが、家主が河内長野市以外の市「ので、空き家自体の管理に関しては、本条例に盛り込んでおりません。) だと大きな効果はないと思います。

罰則・罰金にまで踏み込めないのでしょうか。

乾燥しているこのシーズン、火災の心配もあります。

行政機関が後手に回る事なく早く谁めて頂きたいと思います。

よろしくお願いします。

6 1 . 条例案全体について

- イ,市民の生活環境美化活動を阻害する要因を除去し、補完する効果的な条 例とすべき。その視点にたった条例か検証する必要あり。
- ロ .条例が系統的に分かりにくく、もうすこし理解しやすく整理してほしい。
- 八.既存の条例(より環)で、なぜ効果があがらなかったか。また効果を上 げ、抑止効果をねらうには、一定の罰則(過料・罰金)は不可欠。
- 2 . 条例案の中で、「落書き」に対する項目が抜けており、市内の山間部トン ネル内、電柱、ガードレール、野小屋などへの落書きも現実存在し、他市の 状況程では無いにせよ、落書き防止と罰則も必要。
- 3.「空き家」の管理は、他の項目より遥かに危険度が高い。 その理由は、放置の枯れ草や建家が火災になれば、隣家に甚大な被害(死傷) 者も)が及ぶ危険をはらんでいて、相当の罰則は抑止効果を狙う観点からも 絶対必要。
- する方が理解しやすく、この条例にはなじまず違和感がある。

二階建の二階の"ひさし。部分がはがれそうで、強風が吹くとバタバタとい」応として、空き地や空き家の敷地における雑草等の繁茂による衛生面での問題に

(管理不十分な空き家の規制に関しては、国は抜本的対処方針を示しておらず、 条例案の中で、空き地等の管理に関する事項の第 15 条勧告や、命令に従わ「建築基準法において、危険な建物の所有者に撤去を命令できるとなっております

- イ、自治会や地域の方の活動を基本としつつ、その活動を補完する部分は行政 が協働するといった発想で条例を組み立てております。
- 口.3月市議会に上程する条例案については、条文の配置を整理し、目次を設 ける等、内容がわかりやすくなるよう修正しております。
- 八.今回の条例では、罰則等の規定を設けております。
- 2. 当初、落書きについては、各公共施設管理者による対応や軽犯罪法などによ る対応が可能と考えていましたが、ご指摘もありましたので、これを補完する ものとして、落書きについても、条例案に盛り込むこととします。
- 3. 当初は、公表による対応で目的を達せられると考えておりましたが、この点 について、公共の危険からのご意見がありましたので、過料の規定を適用する こととしました。
- 4、「緑化の推進と保護木に...」の事項は、「景観条例」等の別途の条例で規定|4.本条例は、ポイ捨てや犬のふんの放置などによる生活環境の保全を目的とし ており、「きれいなまち」づくりには、緑化の推進は重要な役割を果たし、保護 樹の指定も緑化の推進に寄与すると考えています。

条文文章の簡略化

イ、「きれいなまちを推進する条例」を環境美化条例に いたずらに冗長な文言は避けて欲しい。

イ、生活環境の美化に関しましては、一部の市民だけでなく、大人から子供まで 市民全員が意識し、行動することが大切であると考えております。条例解釈が 難しい子供たちにも「環境美化」に対して意識してもらえるよう、「きれいなま ち」と平仮名表記にして馴染みやすいものにと考えております。

ものをいう」の文言は不要と考える。投棄された空缶等…と書き替えればよ 6

ロ . 第2条「容易に投棄され、かつ、その散乱が生活環境や自然環境を損なう │ ロ . 「投棄された空き缶等 」 と具体列挙いたしますと、列挙されていないものが投 棄されるおそれがありますので、このような表記にしております。

以下同様

8 寺社林(鎮守の森)の保護育成

古い林相を残すこれ等の自然は歴史的に見て貴重な存在であり、これ等を守 る事は極めて重要であり、この対策を盛って欲しい。

鎮守の森の保護育成については、宗教法人所有の財産という側面、また文化財 保護という側面からの議論が必要です。従いまして、本条例の範囲の中で規定す るのは困難であると考えています。

環境に関係する条例が整備され充実していくことは喜ばしいことです。今回 の条例案が実効性あるものにするために、以下について述べさせていただきま す。

「ポイ捨てと犬のフン放置の禁止」は当然ですが、2条で「市民等」の定 義が「市内を通過する者」となっています。それを指導・勧告・命令するの は大変困難なことと思います。

35 条の監視連絡員について規則等で役割等詳細が明記されているかも分 かりませんが、109 平方キロメートルの市域をカバーするための実効ある措 置がどれだけされるのか心配します。

本来、「ポイ捨て」「犬のフン処理」は一般市民のモラルに関わることで、 指導・勧告・命令そして罰則を適用することは、あまり馴染みにくいことで はないでしょうか。

市民・事業者・団体(美化清掃団体に限らず)と行政が協働して啓発に努 めることだと思います。その為に市長が先頭に立ってリーダーシップを発揮 すべきと思います。

規制の対象となるのは、市内で条例該当の行為を行った者を想定しており、 市内を通過する者も条例規定に該当する場合は適用するものです。

監視連絡員については、個々の違反行為を監視するというより、生活環境に 関するアンテナとなっていただくことを想定しています。

市嘱託員によるパトロールや一般市民の方の通報などとの連携によって、き れいなまちづくりを推進しようと考えています。

市としても、ご意見のように市、市民、市民団体、事業者の協働による啓発 が重要であり、何が何でも取り締まってというふうには考えておりませんが、 中には抑止力を必要とするケースも想定されるため、今回の条例に罰則規定を 盛り込んでいるものです。

きれいなまちにする条例はすごく良いと思います。 1 0

意識は浸透しないと思います。

千代田西商店会のアドプトロード千代田西でも活動していますが、とにかく 毎日の吸い殻が多く、歩きタバコの多さにあきれます。

ミは捨てる一瞬を見つけることは、まず出来ません。

いくら条例を決めても、おそらく住民の意識は変わらないと思います。ゴミ を捨てる人は悪意を持って捨てているので、相当な覚悟でのぞまないと条例を 決める作業自体が無駄な時間だったと言うことになりかねないと思います。

本条例の運用については、自治会における美化活動などと協働しながら、自治 ただ、出来るなら河内長野市全域で歩きタバコを禁止するぐらいやらないと「会等では対応できないケースに市が対応していくといった形を想定しているの」 で、特定の地区を設定しないこととします。

また、啓発を主体として対応し、指導・勧告を繰り返したにもかかわらず、違 反行為を継続するなどの悪質なケースについて罰則をもって臨むこととしてお 歩きタバコは一本あたり数分かかって吸うので注意できますが、それ以外のゴーり、地区で限定するというより、行為の悪質性で処罰範囲を限定するという考え 方です。

1 1 条例の見直しについて

30 年前の条例に対してどのような部分が合致しないのか具体的によく分か りません。

パブリックコメントをする場合の資料の一つとして欲しいものです。 第6条~第9条(ごみの件)

この点は普通に考えれば常識の範囲ではと思われます。それを法(条例) 更に過料(罰則)などで強制的にしなければことは残念です。

年も前にこのようなこまごまとしたものがあったのかとびっくりです。もう少し し根本的な方法で市民を指導することが必要ではありませんか。

1 2 長野公園だったと思いますが、花見時に用件があり行きましたが、ごみは持| います。

これはこれでよいと思います。私の近くの公園にはごみ箱が固定されて置か れています。これが、ふたなし、箱は目の荒い格子状となっています。

ほとんどごみは入っていませんが、通りすがりに入れるのでしょうか、生活 ごみが一つ入っていました。この形だとカラスの思うままです。自由に袋を破 り、ごみ箱のまわりは、ごみが散乱していました。このままにしておけずとい うのでしょうか、近所の人々と考えられますが掃除していました。

同じ公園でもこうまで異なる方法をとっているのですが、どうしてですか。

簡潔でわかりやすくとの意図で資料を作成させていただいたつもりでしたが、 **具体性にかけるとのご指摘痛み入ります。**

今後の参考とさせていただきます。

市としても、ご意見のように市、市民、市民団体、事業者の協働による啓発が 重要であり、何が何でも取り締まってというふうには考えておりません。

市民の一人として、ここまでやるのか、という反論もしたくなります。30 | マナーの問題を超えて、生活環境に影響のあるケースについて条例で対応する という趣旨ですので、ご理解いただきますようお願いします。

公園内で出るごみは、できるだけ持ち帰りをお願いしています。従いまして、 | ち帰りとなっていたと思います。従って、ごみ箱は置いてなかったと記憶して│地域の自治会の同意や申し出があれば、ごみ箱は撤去しています。地域で合意形 成していただければと思います。

13 第21条~第32条

樹木(緑)の件ですが、市の管理する公園でなかなかいい樹木も見られます。 緑は必要です。でも、人間の背丈以上の枝は、場合によっては歩いていて目に つきささるような場面によくつき当たります。これは危険です。この外にもあ ります(別に申し上げます)。

美しさというものは視的なものだけではないと思います。危険な部分を除去することは、精神的(心の...)な街(町)の美しさにつながると思います。

当市にはすごくいいスローガンをかかげています。つまり安全で安心な...これはすごいものです。でも看板だおれになっては何もなりません。

14 第37条、38条

これらは公平にしなければかえってマイナスとなりかねません。条例に関することを市全体にみていくということは公平さが保たれるのでしょうか。

単なる机上の論にならないように願っています。法でのおどかし?となるか もと心配しています。

15 公園などの樹木の危険の項に関連して-

危険を除去するのも美の一つという考え方から、市役所の元の食堂の北側から駐車場に行くまで通路を通るとき、扉がついています。これは、土・日・祝日は開閉不可、平日も午後7時以降は開閉不可となっているようです。すると夜間にここにとじこめられたら逃げ場を失います。道の両側は高いネットフェンスとなっています。夜間のうす暗い所で人通りも少なく、一つの犯罪が生じやすいエリアとなりませんか。昨年の1~2ヶ月前ぐらいから市の方にはいってありますが、市の道ではないのでなかなかといって進展しません。職員の人も何年も前から利用しているのに気がつかないのでしょうか。そもそもあの扉は何のためにつけているのでしょうか。市役所の敷地にはどこからでも入れますが。

公園や緑地に植栽している樹木でも、危険と思われるものについては、剪定や 伐採を行います。もし、お気づきの樹木があればご連絡ください。

自治会などで美化・清掃活動に尽力されておられる方もおられますので、良い活動は表彰し、他の方への模範となっていただくことも啓発の一つと考えています。

地域の方の活動や啓発が第一と考えており、罰則につきましては、何が何でも 取り締まってというふうには考えておりません。

マナーの問題を超えて、生活環境に影響のあるケースについて条例で対応するという趣旨ですので、ご理解いただきますようお願いします。

食堂側通路については、原水利組合大池管理用通路を便宜上、河内長野市職員 C駐車場からの通勤用通路として使用させていただいています。

大池管理用通路を使用させていただいている都合上、通勤時間帯である平日(祝日除く)朝8時から夜7時まで扉が開放されているものです。

開放時間の周知については、大池通路部分2箇所、庁舎側扉部分1箇所の計3 箇所に設置していますので、よろしく、ご理解のほどお願いいたします。